

大規模事業所への温室効果ガス排出総量 削減義務と排出量取引制度

～地球温暖化対策計画書の作成に関する説明資料～



2016年5月現在
東京都環境局

目 次

1. 平成26年度CO₂排出量削減実績
及び制度アンケート結果……………スライド3～7
2. 条例・規則・ガイドラインの
主な変更点・……………スライド8～15
3. 特定温室効果ガス排出量の
算定上の注意点について……………スライド16～30
4. 事業所外供給の排出係数算定…スライド31～33
5. お知らせ ………………スライド34～38



1. 平成26年度CO₂排出量削減実績 及び制度アンケート結果

1-1. 平成26年度CO₂排出量削減実績①

- 平成26年度は、基準排出量比25%削減を達成
- 5年間で約1400万トンの排出量削減

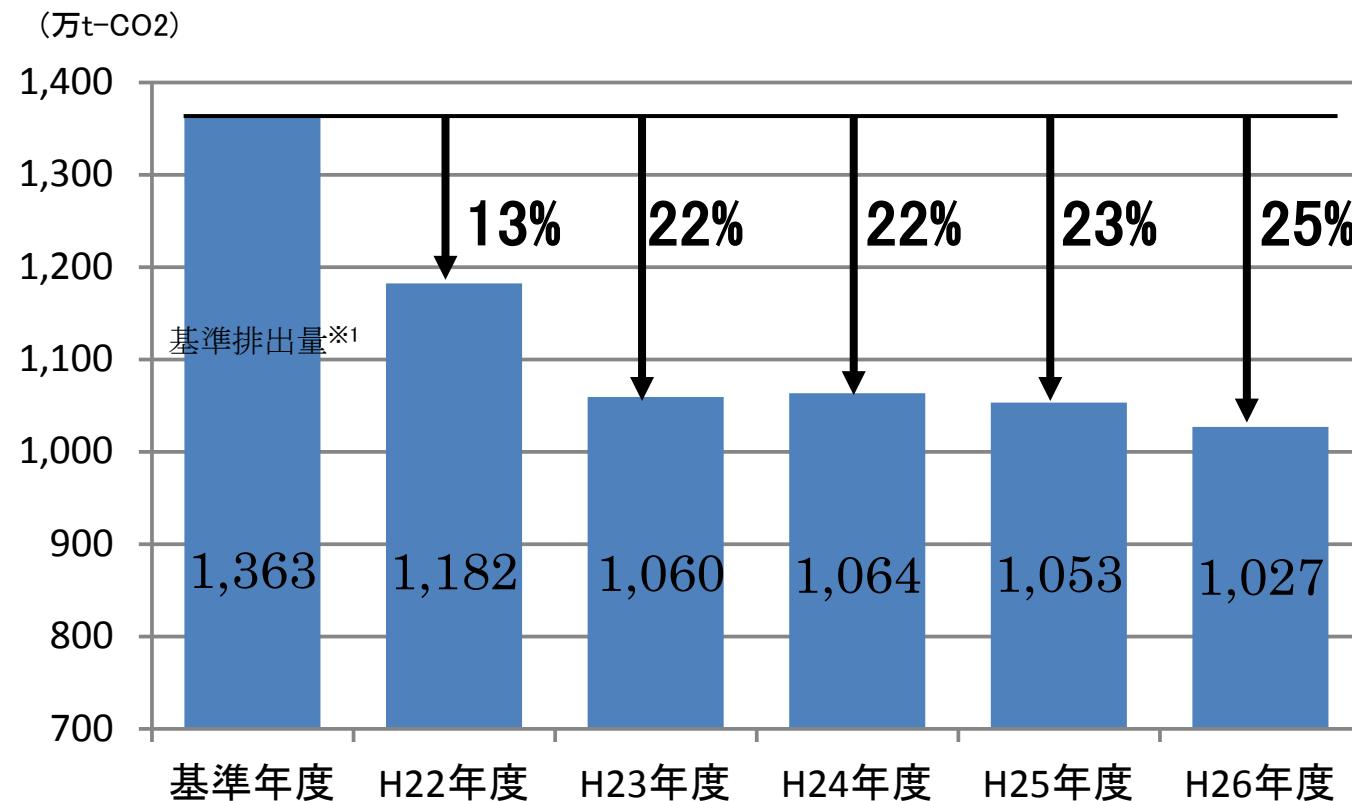


図1 対象事業所の総CO₂排出量の推移

※1 基準排出量とは、事業所が選択した平成14年度から平成19年度までの間の いずれか連続する3か年度排出量の平均値
※2 平成28年1月12日時点での集計値

1-2. 平成26年度CO₂排出量削減実績②

- 第1計画期間は9割の事業所が義務達成の見込み
- 全国と比較し、継続的かつ大幅に削減

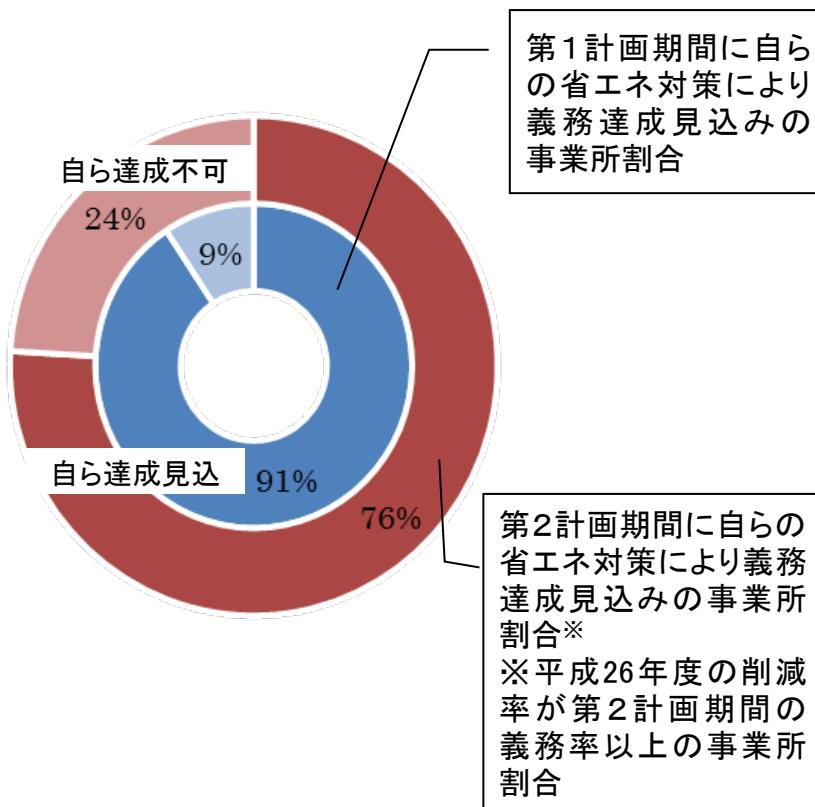


図2 H26年度実績による削減義務達成割合
内円(第1計画期間)、外円(第2計画期間)

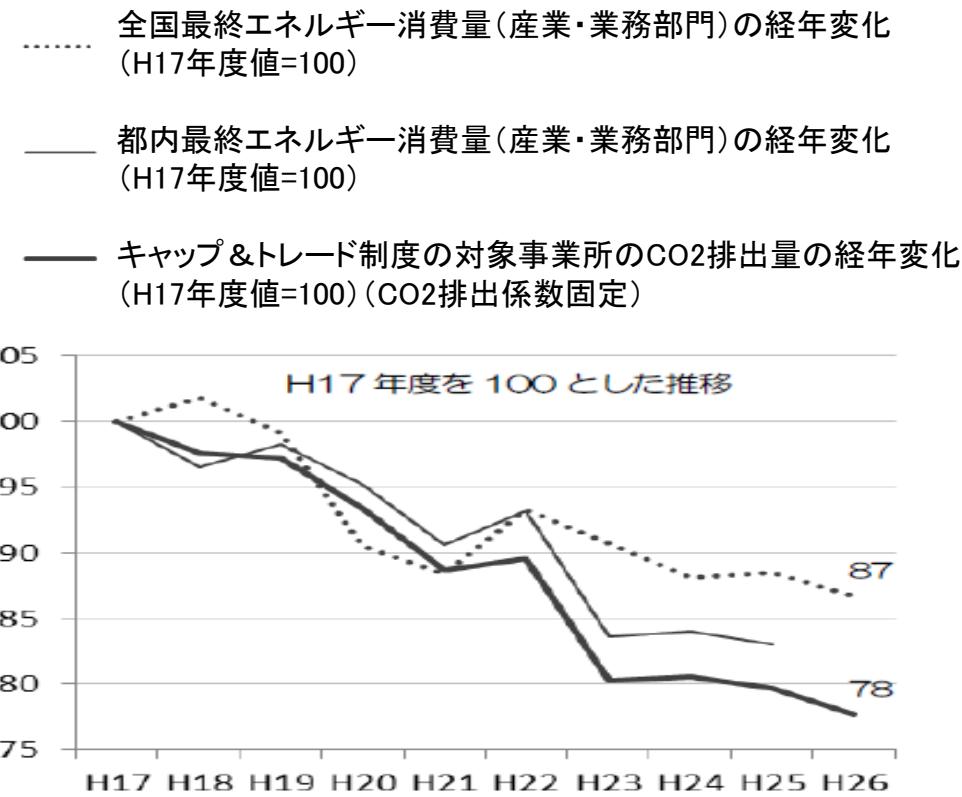


図3 全国(産業・業務)、都(産業・業務)及びCCGT & レード制度対象事業所のCO₂等削減の比較

1-3. 平成26年度CO₂排出量削減実績③

●多くの事業所で実施された照明・空調の省エネ対策

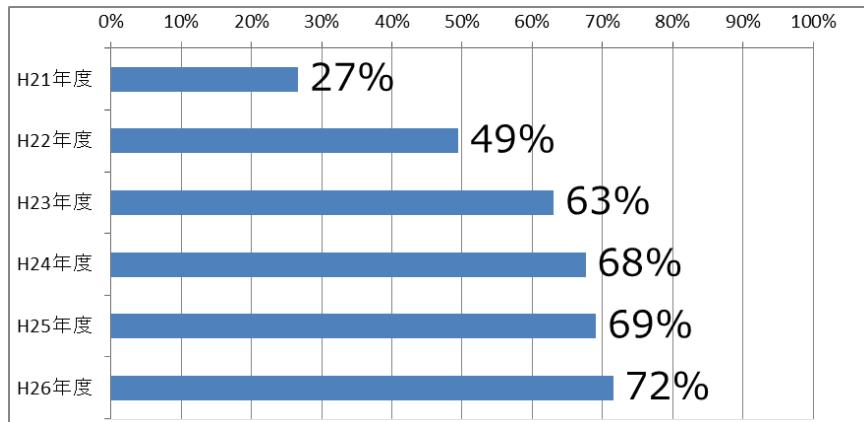


図4 照明対策を実施した事業所割合

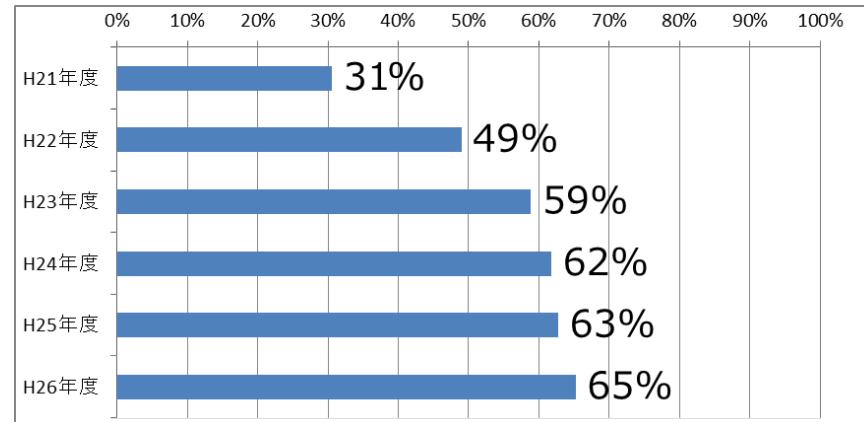


図5 空調対策を実施した事業所割合

- 制度開始後、エネルギー使用量の大きい照明と空調設備の省エネ対策が多くの事業所で取り組まれた。
- 震災直後の平成23年度には対策を実施した事業所割合が上昇し、その後も継続して対策を実施している。

1-4. 平成26年度CO₂排出量削減実績④

●新たな省エネ対策が計画されており、削減量が増大

熱源・空調の削減対策	件数	トン数
高効率熱源機器の導入	317	127,583
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	308	28,182
高効率空調機の導入	293	27,101
高効率パッケージ形空調機の導入	58	2,172
空調機の変風量システムの導入	26	5,024
外気冷房システムの導入	233	19,943
CO ₂ 濃度による外気量制御の導入	99	15,808
全熱交換機の導入	41	3,286
高効率ファンの導入	230	12,149
夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	86	10,032
ウォーミングアップ制御の導入	28	476
室使用開始時の空調起動時間の適正化	120	12,245

照明・その他の対策	件数	トン数
ビルエネルギー管理システムの導入	39	5,726
うち、見える化	10	1,153
デマンドコントローラー	5	532
高効率照明及び省エネ制御の導入	1,208	84,018
うち、LED	954	66,376
うち、Hf	90	7,694
うち、センサー	80	3,005
照度条件の緩和	256	18,953
居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	24	768
エレベーターの省エネ制御の導入	93	1,954
その他	5,953	740,204
合計	10,551	1,194,382

表1 計画書に記載された削減対策

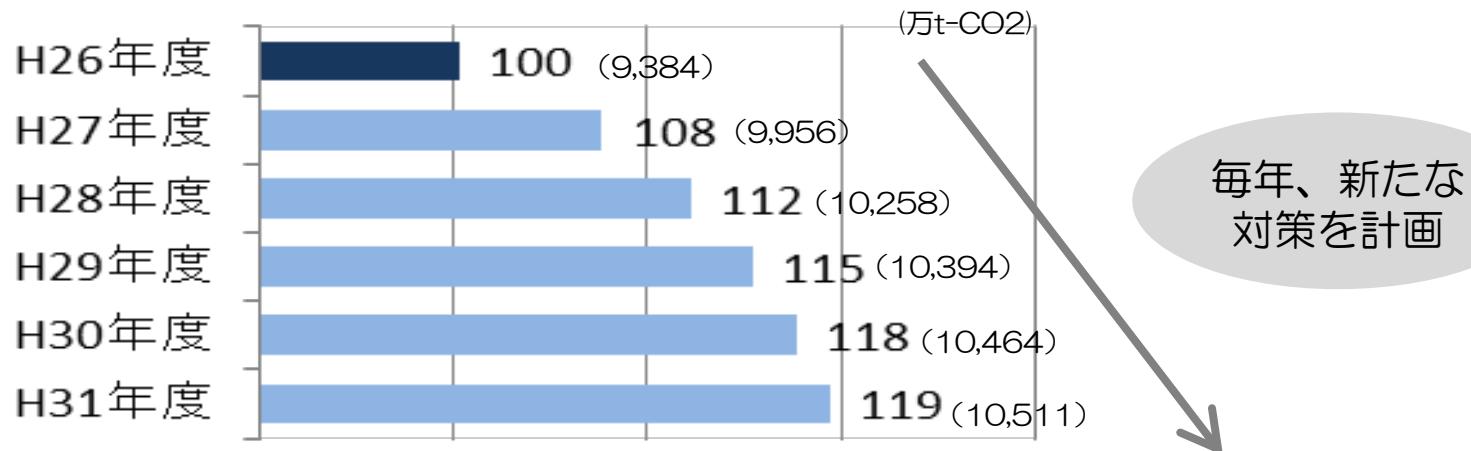


図6 対象事業所が計画した対策削減量(H26を100とした場合) ()内は対象数



2. 条例・規則・ガイドラインの主な変更点



2-1. 条例・施行規則、ガイドラインの主な変更点

変更箇所	変更点
条例第5条の18	<u>指定の取消しに伴う削減義務期間の変更</u> ⇒指定の取消しに伴う削減義務期間の終了年度を事象に該当した年度の前年度・該当年度・当該計画期間の終了年度から選択できるようにする。
条例施行規則 第4条の8	<u>指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の届出</u> ⇒廃止又は休止が、4月1日から8月末日までの間に行われた場合、届出は廃止又は休止の日の属する年度の9月末日までとする。
条例施行規則 第4条の7	<u>指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書の届出</u> ⇒変更後、30日以内に地球温暖化対策計画書等の提出の手続を行う場合にあっては、それらの届出を変更の届出に代えることができる。
条例第5条の16	<u>基準適合の手続き</u> ⇒基準排出量の決定等の際の基準適合について検証を受ける義務を不要とする。
特定温室効果ガス算定ガイドラインP70	<u>電気事業法改正に伴う変更</u> ⇒一般送配電事業者が維持・運用する電線路を介する電力は、昼夜間を区別して算定可能。
特定温室効果ガス算定ガイドラインP117	<u>基準排出量の変更時における算定期間の変更</u> ⇒2015年4月以降の状況の変更を把握し、変更量・増減量を算定することができる。

2-2. 指定の取消しに伴う削減義務期間の変更

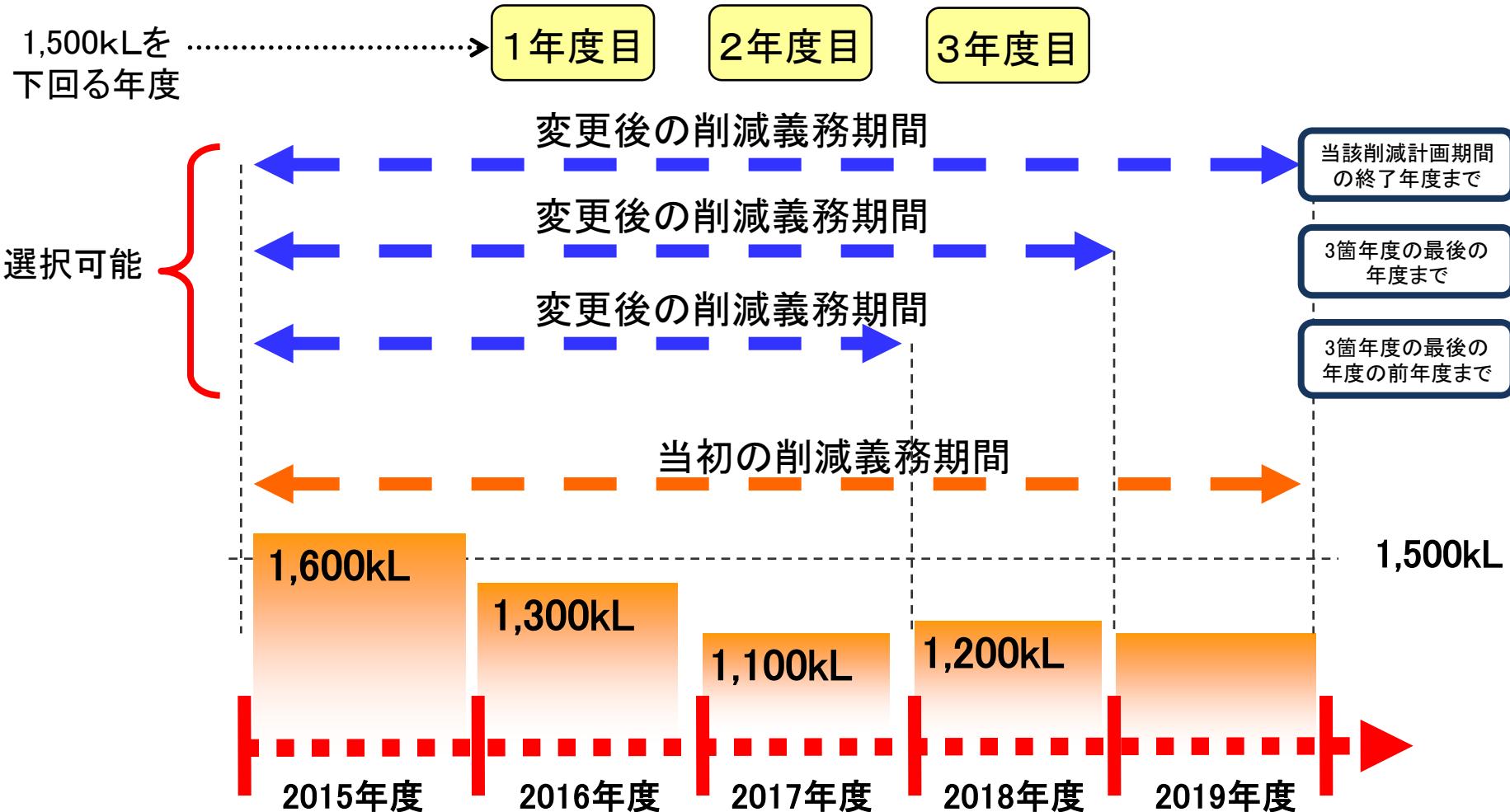
- ・下表の要件を満たす場合、指定の取消しになる。
- ・指定の取消しとなった場合、削減義務期間は下表に示す期間に短縮される。
下表の要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能
(短縮された期間に対応した義務履行が必要)。
ただし、一度選択した削減義務期間の終了年度を決定後に再変更することはできない。

要件		削減義務期間	
①	事業活動の廃止又はその全部の休止	廃止又は休止があった年度の前年度まで	
②	前年度の原油換算エネルギー使用量 が1,000 kL未満	1000kL未満となった年度の前年度まで 1000kL未満となった年度まで 当該削減計画期間の終了年度まで	削減義務期間 の終了年度を 選択可
③	原油換算エネルギー使用量が前年度 までの3か年度連続して1,500 kL未満	1500kL未満3箇年度の最後の年度の前年度まで 1500kL未満3箇年度の最後の年度まで 当該削減計画期間の終了年度まで	削減義務期間 の終了年度を 選択可
④	前年度に中小企業等が1/2以上所有	中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで 中小企業等が1/2以上所有に該当した年度まで 当該削減計画期間の終了年度まで	削減義務期間 の終了年度を 選択可
⑤	事業所範囲の変更	変更を申請した年度の前年度まで	

2-2. 指定の取消しに伴う削減義務期間の変更

■指定取消しの例

原油換算エネルギー使用量が前年度までの3箇年度連続して1,500 kL未満の場合



2-3. 指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の届出

■指定地球温暖化対策事業所における事業活動の廃止又はその全部が休止されたとき提出する指定地球温暖化対策事業所廃止等届書の提出期限

廃止又は休止の日	提出期限 (改正前)	提出期限 (改正後)
4月1日から8月31日		廃止又は休止の日が属する年 度の9月末日
9月1日から3月31日	廃止又は休止の日から30日 を経過した日	廃止又は休止の日から30日を 経過した日

2-4. 指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書の届出

■①指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所、②指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地に変更があった日から30日以内に、以下の申請書等を提出する場合、変更のあった旨及び当該変更内容をこれらに記載することにより変更の届出に代えることができる。

- ・ 基準排出量変更申請書
- ・ 基準排出量決定申請書
- ・ 地球温暖化対策計画書
- ・ 事業所区域変更申請書
- ・ 指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書
- ・ 優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書

2-5. 基準適合の手続き

■過去の実績に基づき基準排出量を決定する場合等における、基準適合の手続きを簡素化し、運用管理報告書の検証を受ける義務を不要とした。

	改正前	改正後
運用管理実施	○	○
報告書作成	○	○
検証	○	×

2-6. 電気事業法改正に伴う変更

■特定温室効果ガス排出量算定

電気事業法の改正に伴い、昼夜間を区別して算定可能なケースは、「一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電」の場合に改正

一般送配電事業者が維持・運用する電線路を介する電力は、昼夜間を区別して算定可能。

2-7. 基準排出量の変更時における算定期間の変更

算定期間に事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合、基準排出量を変更(増加又は減少)する仕組み(義務)

<基準排出量変更の留意点>

①算定期間の選択

【第1計画期間】

ア.基準年度以降



【第2計画期間】

ア.基準年度以降

イ. 2015年4月以降

※第2計画期間では、算定期間「イ」を選択することができます(対象条件あり)。

②対象となる変更事象

- ・床面積の増減
- ・用途変更
- ・設備の増減
- ・熱の供給先面積(熱供給事業所の場合)

※これらの要因を基に算定される増減量が、一定以上(6%以上)である場合に変更する必要がある。

2-7. 基準排出量の変更時における算定期間の変更

■基準排出量申請時に下記ア、イの算定期間が選択可能。

ア. 基準年度以降

基準年度以降において事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更があった場合、基準年度から状況の変更を把握し、増減量を算定する。

イ. 2015年4月以降

第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所に限り、第2計画期間から、2015年4月以降の状況の変更を把握し、増減量を算定することができる。

年度	基準年度			...	第1期			第2期	
	H14 2002	H15 2003	H16 2004		...	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016
算定期間 ア	○	○	○	○	○	○	○	○	●
算定期間 イ	この期間は基準排出量変更量の算定対象外							○	●

○:用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間

●:基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年度



3. 特定温室効果ガス排出量の 算定上の注意点について

3-1. 排出量算定上のポイント

(1) 事業所範囲を正しくとらえる (事例①～③)

- ・所有者、主たる使用者が同一の隣接又は近接する建物、施設

(2) 事業所内の監視点を網羅する (事例④～⑦)

- ・テナント設置の監視点の把握
- ・追加設置の監視点の把握

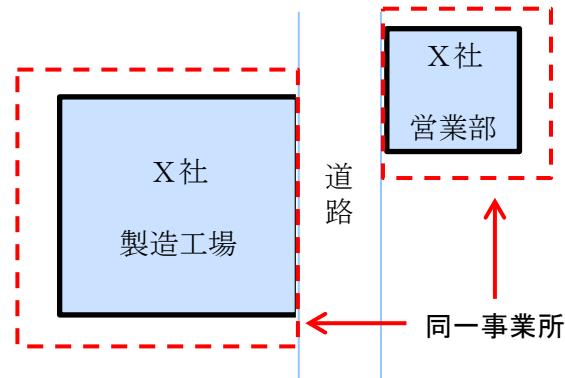
(3) エネルギー使用量を正しく把握する (事例⑧～⑫)

- ・購買伝票等の使用量単位、購入年度の読み取り

3-2. 事例①：事業内容が異なる建物の見落とし ～(1) 事業所範囲を正しくとらえる～

【事例】

- ・主たる業務が製造部門である事業所
- ・近接する建物は同一事業者が所有する建物ではあるが、営業部門が使用
- ・主たる業務で使用していない建物で、受電点も別であることから、事業所範囲に含まれないと誤認識した。



【考え方】 GL(P18:第2部第2章1(5))

- ・事業内容の共通性の有無によらず、所有者及び主たる使用者が共通する隣接・近接の建物(住宅は除く)は、同一の事業所範囲に含まれる。

【見落としを防ぐために】

- ・周辺に別事業部の管理する施設や建物等がありませんか？
- ・固定資産の名寄帳等で所有(使用)建物を網羅的に把握していますか？

3-2. 事例②：所有者が異なる建物の見落とし ～(1) 事業所範囲を正しくとらえる～

【事例】

- 一つの敷地に所有者の異なる建屋が複数あり、受電点も別であった。また、竣工年度も異なることから別の建物であると判断した。
- 現地確認を行ったところ、建築基準法の確認申請では全ての建屋が増築扱いで、1棟の建物の範囲に含まれる事が判明した。



【考え方】 GL(P14:第2部第2章1(2))

- 外観や担当者へのヒアリングのみで判断せず、建築基準法上の確認申請、計画通知又は不動産登記を用いて一つの建物の範囲を確認する。

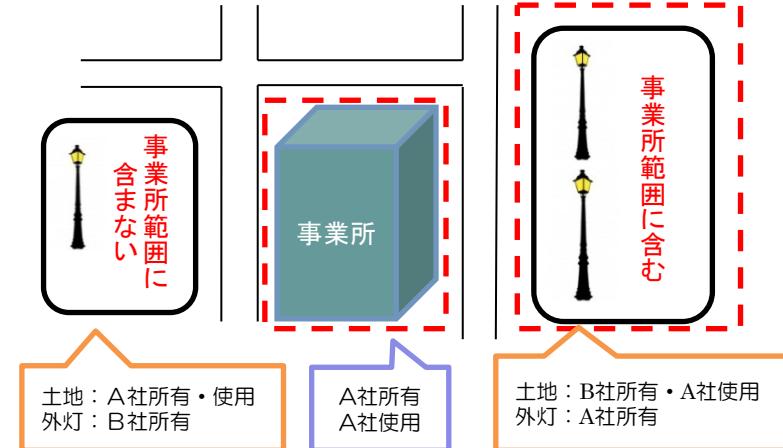
【見落としを防ぐために】

- 周辺に竣工年度が異なる建屋はありませんか？
- 建築基準法の確認申請等で、建物の範囲を確認しましたか？

3-2. 事例③：平面駐車場の見落とし ～(1) 事業所範囲を正しくとらえる～

【事例】

- ・事業所の近隣する敷地を事業所の平面駐車場として使用
- ・建物がないため、事業所範囲に含めていなかった。



【考え方】 GL(P14:第2部第2章1(2))

- ・外灯付平面駐車場など、建物以外のエネルギーを消費する工作物(＝施設)は、所有者が共通する場合に同一事業所範囲に含まれる。
- ・施設の場合も、事業所範囲の判断は土地(敷地)ではなく、施設自体の所有により行う。

※事業所内の建物と受電点が共有であり、かつ、当該施設の電力使用量が原油換算15kI未満／年の場合、エネルギー管理の連動性がないことから、事業所範囲から除外することも可能

【見落としを防ぐために】

- ・周辺に自社所有の施設はありませんか？
- ・固定資産の名寄帳等による網羅的な事業所範囲の確認を行っていますか？

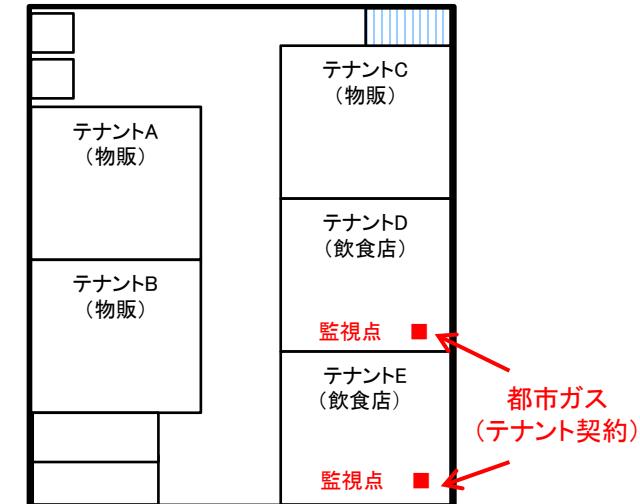
3-3. 事例④：テナント契約の監視点の見落とし ～(2) 事業所内の監視点を網羅する～

【事例】

- ・事業所内のテナント事業者が都市ガスの使用を供給会社と直接契約
- ・事業者がテナントの個別契約状況を把握せず、算定に含めるべき監視点を見落とした。

【考え方】 GL(P42:第2部3章1(4))

- ・テナント事業者が個別に直接契約した監視点及びその使用量を把握する。
(テナント事業者からの報告体制を構築する。)
- ・算定対象年度内に退去したテナント事業所の使用量も把握する必要がある。



【見落としを防ぐために】

- ・都市ガスについて、テナント事業者の個別契約の有無が把握できていますか？
- ・ガス配管図(あるいは衛生配管図等)は最新のものになっていますか？
- ・全てのテナント事業者に、使用量の把握及び削減に協力していただいていますか？

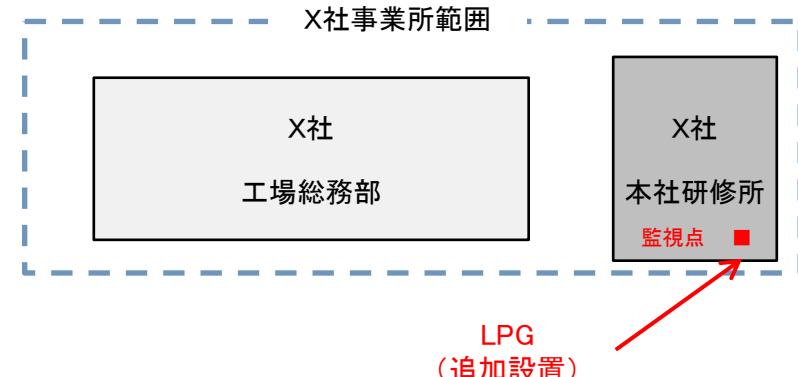
3-3. 事例⑤：追加設置の監視点の見落とし ～(2) 事業所内の監視点を網羅する～

【事例】

- ・事業所内にLPGを追加設置
- ・追加設置を排出量算定の担当者が把握できず、監視点を見落とした。

【考え方】 GL(P42:第2部第3章1(4)～)

- ・事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給をうけているのかを把握する。
- ・テナント事業者等が個別に設置した燃料の見落としがないよう、事業所内での管理体制を構築する必要がある。



【見落としやすい監視点】

- ・物品として購入されたLPG
- ・テナント等事業者が独自に設置した非常用発電機
- ・建物管理者が構内作業用として持ち込んだガソリン、軽油

【見落としを防ぐために】

- ・テナントや他部署の管理する区域にある監視点(燃料設置)を網羅できていますか？

3-3. 事例⑥：追加設置の監視点の見落とし ～(2) 事業所内の監視点を網羅する～

【事例】

- ・敷地内でイベント開催時に可搬式LPGを使用
- ・可搬式であることや、一時的に使用したものであつたため、監視点として見落とした。

【考え方】 GL(P42:第2部第3章1(4)～)

- ・仮設用に使用した燃料も算定対象となる。
- ・可搬式のLPGも監視点の対象となる。
(高圧ガス保安法の対象の容器の置き場※)

※カセットコンロ用のボンベ等、高圧ガス保安法施行令第2条第3項で定めるものを除く



高圧ガス保安法対象容器の刻印、塗装
((一社)兵庫県LPガス協会HPより)

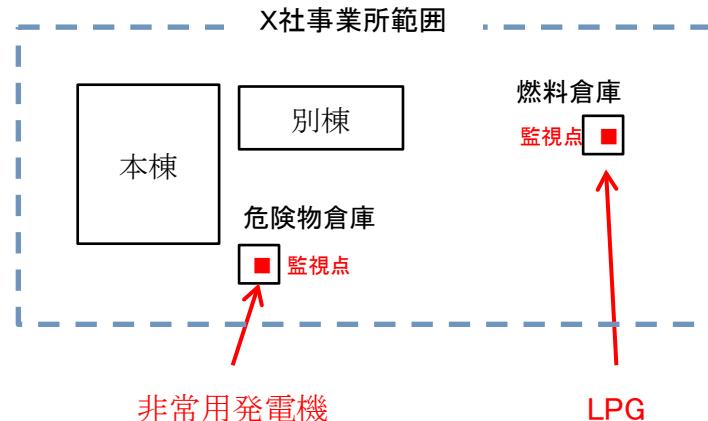
【見落としを防ぐために】

- ・各法の届出不要規模のLPGは、事業者自身による把握が重要となります。
- ・購買記録の確認、目視確認、関係者へのLPG使用の有無のヒアリング等を行いましたか？

3-3. 事例⑦：使用頻度の低い監視点の見落とし ～(2) 事業所内の監視点を網羅する～

【事例】

- ・使用頻度の低い非常用発電機や燃料倉庫にあるLPGの存在が見落とされていた。



【考え方】 GL(P42:第2部第3章1(4)～)

- ・常時使用しない事業所内の燃料等も網羅する。
- ・燃料タンクの容量がA重油:400リットル、軽油・灯油:200リットル以上※の場合、東京都火災予防条例による届出対象となるため、監視点として把握する必要がある。

※予備タンク、ドラム缶等がある場合はその合計

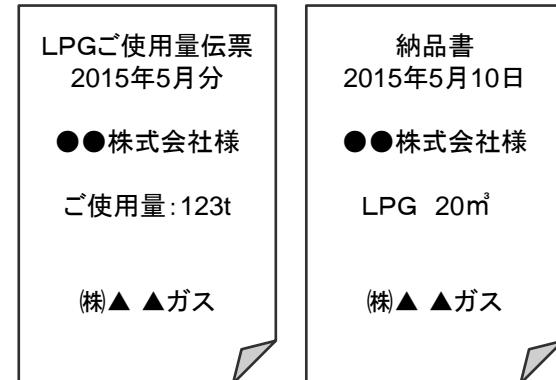
【見落としを防ぐために】

- ・特に事業所範囲が広く、多数の建物からなる事業所では、場内に少量危険物貯蔵取扱所等の表示している箇所はありませんか？

3-4. 事例⑧：購買伝票に関する誤り ～(3) エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例】

- ・異なる2社からLPGの供給を受け、算定報告書へその使用量をすべて体積(m³)として計上した。
- ・しかし、1社の購買伝票の使用量単位が重量(t)だったため、排出量を誤って算定した。



【考え方】

- ・LPGの契約では、その使用量が体積(m³)によるものと、重量(kgもしくはt)によるものとがある。
- ・購買伝票等に記載されている単位を十分確認した上で、算定報告書へ使用量を転記する。

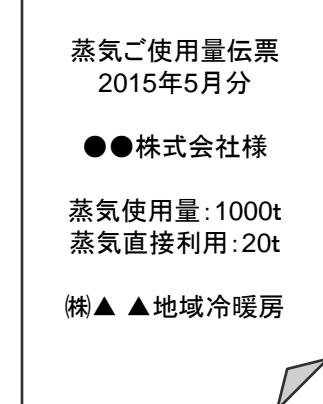
【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票等に記載されている使用量の単位を確認して計上していますか？

3-4. 事例⑨：購買伝票に関する誤り ～(3) エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例】

- ・熱供給事業者からの購買伝票に蒸気使用量として2種類の記載があった。
- ・しかし、排出量算定では蒸気の直接使用分を見落とし、算定に含めなかった。



【考え方】 GL(P43: 第2部第3章2(1)～)

- ・排出量算定では燃料等の使用について漏れなく把握する必要がある。
- ・熱供給事業者の供給する「熱」には、蒸気、直接使用蒸気、温水、冷水、中温水等、様々な形態があるため、購買伝票で漏れなく把握する。

【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票に記載されている使用量で見落としているものがありますか？

3-4. 事例⑩：購買伝票に関する誤り ～(3) エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例】

- ・非常用発電機の重油を、購入した翌年度に使用
- ・算定書では、購買伝票ではなく、非常用発電機用の運転記録を確認し、重油を使用した年度にその使用量を計上したため、年度排出量を誤って算定した。



【考え方】 GL(P51: 第2部第4章2(2))

- ・燃料等使用量は『購買伝票等により把握した燃料等の購買年月にその購買量を計上』して排出量を算定
- ・算定に用いる年間燃料等使用量は、各年度の4月～3月分の購買伝票等の合計値
- ・非常用発電機の燃料など、常時購買するものではない監視点は、購買の見落としや計上する年月に注意する。

【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票に記載された年月の見間違いはありませんか？
- ・購入実績を正しく把握していますか？

3-4. 事例⑪：購買伝票に関する誤り ～(3) エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例】

- ・供給事業者の担当者が私印を用いて作成した資料を誤って購買伝票等として扱い、検証を実施した。
- ・昼間及び夜間電力の確認のため、供給事業者の担当者が作成した資料を誤って購買伝票として扱い、検証を実施した。



【考え方】 GL(P52: 第2部第4章2 購買伝票等とは)

- ・購買伝票とは、「2者間の取引に用いられる書類」を指す。
- ・文書作成ソフト等で作成した書類に営業担当者の押印のみの書類は認められない。

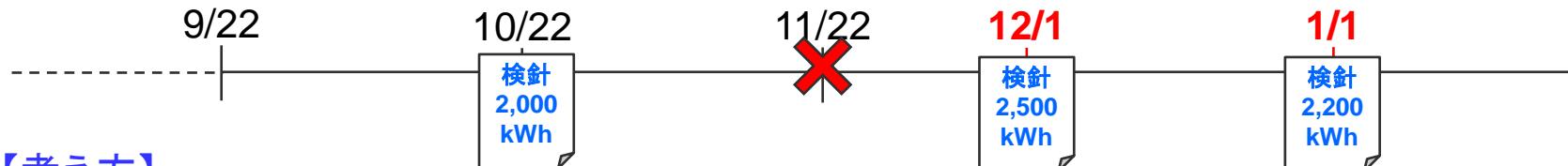
【見落としを防ぐために】

- ・一定期間保管することが法令により義務付けられている書類を確認していますか？
- ・購入実績を正しく把握していますか？

3-4. 事例⑫-1：電力会社の検針日変更の対応 ～(3) エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例 11/22の購買伝票が発行されない場合】

・12月より電力会社の検針日が毎月22日から1日に変更された。この場合の月ごとの電力使用量はどのようにすればよいか。



【考え方】

① 9/22～10/21の使用量を10月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	10月分	11月分	12月分
算定期量(kWh)	2,000	2,500	2,200

② 9/22～10/21の使用量を9月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」の使用量は10月分と11月分に相当する。この場合、どちらかの月の使用量を「0」とし報告する。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定期量(kWh)	2,000	0	2,200
算定期間	9月	10月	11月
算定期量(kWh)	2,000	0	2,500

報告例

※特定温室効果ガス算定期量報告書の「(5)燃料等使用量」で使用量として報告する月

3-4. 事例⑫-2：電力会社の検針日変更の対応 ～(3) エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例 11/22の購買伝票が発行される場合】

・12月より電力会社の検針日が毎月22日から1日に変更された。この場合の月ごとの電力使用量はどのようにすればよいか。



【考え方】

- ③ 9/22～10/21の使用量を10月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定期間	10月分	11月分	12月分
算定期間(kWh)	2,000	2,500 (2,100+400)	2,200

- ④ 9/22～10/21の使用量を9月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/21」の使用量は10月分とし、「11/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/21	11/22～11/30	12/1～12/31
算定期間	9月分	10月分	11月分	12月分
算定期間(kWh)	2,000	2,100	400	2,200

報告例

※特定温室効果ガス算定期間報告書の「(5)燃料等使用量」で使用量として報告する月



4. 事業所外供給の排出係数算定

4-1. 算定報告書への記入

特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法

● 特定温室効果ガス排出量算定報告書 その6シートへの転記

電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気	昼間（8時～22時）	kWh	5,250	52,343	0.489	2,567
	夜間（22時～翌日8時）	kWh				0.489	
	その他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）	kWh				0.489	
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気	kWh				0.489	
	再生可能エネルギーを自家消費した電気※	kWh				0.489	
	小計	kWh	5,250	52,343		2,567	
外部供給	自ら生成した熱の供給	GJ					
	自ら生成した電力の供給	kWh	-342		0.5000		-171
	小計						-171
	低炭素電力の受入						
低炭素熱の受入							
高炭素電力の受入							
高効率コーデュネレーションシステムからの電気の受入							
高効率コーデュネレーションシステムからの熱の受入							
小原単位建物相当量							
合計	GJ		73,125			3,632	
原油換算	kL		1,886				
※環境価値換算量（電気等環境価値保有量）として評価される場合は、記入しないこと。							
(参考) 自ら再生可能エネルギーから生成した熱又は電気の量		熱	GJ				
		電気	kWh				

① 計算シートで算出された削減量(排出量)を、該当箇所に転記してください。

4-2. 事業所外供給 排出係数算定シート

●削減量等算定シート※(事業所外供給 排出係数)の入力

⇒削減量等算定シートで事業所外供給の排出係数を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ転記してください。
※環境局HPよりダウンロードしてください。

コーチェネレーション事業所外供給 排出係数算定シート			2015年度排出量用		ver2016.4.8							
CGS運転データ	発電電力量	千kWh	①	500	※ 補機算定 計量							
	発電電力量(補機除く)	千kWh	②	400								
	排熱利用量	GJ	③	4000								
	ガス使用量	千Nm ³	④	200								
都市ガス供給会社												
投入 燃料起因排出量	t-CO ₂	448.8	東京ガス	⑤								
発電効率	%	16.0000										
排熱効率	%	44.4444										
<table border="1"><tr><td rowspan="2">⑥</td><td>排出係数(熱)</td><td>0.0630</td><td>t-CO₂/GJ</td></tr><tr><td>排出係数(電気)</td><td>0.3937</td><td>t-CO₂/千kWh</td></tr></table>						⑥	排出係数(熱)	0.0630	t-CO ₂ /GJ	排出係数(電気)	0.3937	t-CO ₂ /千kWh
⑥	排出係数(熱)	0.0630	t-CO ₂ /GJ									
	排出係数(電気)	0.3937	t-CO ₂ /千kWh									

- ① 発電量(発電端)を入力してください。
- ② 発電量(補機除く)を入力してください。※「補機算定」欄は、プルダウンから補機算定方法を選択してください(計算に反映されません)。
- ③ 排熱利用量を入力してください。
- ④ 都市ガス使用量を入力してください。
- ⑤ 都市ガス供給会社(又は託送会社)を入力してください。 ガス使用量 × 熱量換算 × 0.0136 × 44 ÷ 12 = 熱量(東京ガスの場合、45GJ/千Nm³)
- ⑥ この値を算定報告書のその6シートへ転記してください。



5. お知らせ

5-1. 説明会等の予定

平成28年度(上半期)の説明会等

- 6月2日、14日 : 地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会
(新規担当者向け)
- 6月3日、6日、15日 : 地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会
(継続担当者向け)
- 6月23日、29日 : 基準排出量変更申請書の作成に関する説明会
- 6月22日 : トップレベル事業所フォーラム
- 7月25日 : テナント省エネセミナー
- 8月5日 : 排出量取引説明会(新規担当者向け)

※下半期開催の説明会等については、隨時ホームページ等で御案内いたします。

5-2. 御質問等をお寄せいただく場合の方法

〔御協力のお願い〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式(質問シート)」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願ひいたします。
(FAXで送信いただくことも可能です。)

「共通の書式(質問シート)」のダウンロード

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers/question_download.html

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。

- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただく場合があります。

御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

【送付先】東京都 環境局地球環境エネルギー部 総量削減課 相談窓口

Eメール : keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp (制度全般に関する御質問)
torihiki@kankyo.metro.tokyo.jp (排出量取引に関する御質問)

FAX : 03(5388)1380

5-3. 制度に対する御質問の回答集について

都へいただいた主な御質問等への回答は、次のURLにてFAQを掲載しております。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers.html

● 大規模事業所における対策
○ 総量削減義務と排出量取引制度
対象となる事業所
制度概要
クレジットの創出
排出量取引
トップレベル事業所
制度実績の公表
条例・規則・指針・ガイドライン等
各種ツール
説明会一覧
講習会一覧
質問送付シートのダウンロード
よくある質問・回答集
総量削減義務と排出量取引システム
東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト
2011年夏の節電対策に関するアンケート調査の結果



質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートによりいただいた質問を中心にしてこのQ&A集を作成しております。
質問シートは[こちら](#)からダウンロードできます。
[第2計画期間に関する項目を新たに追加しています。](#)

1. (1)対象事業所要件
■ (2)事業所の範囲
2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス
3. 排出量算定方法
4. 削減義務対象者
5. 削減計画期間
6. 基準排出量
7. 削減義務率
8. トップレベル事業所
9. (1)排出量取引
■ (2)超過削減量
■ (3)都内中小クレジット
■ (4)再エネクレジット
10. テナントビルへの対応
11. 新築ビル
12. 推進体制
13. 檢証方法
14. 檢証機関・検証主任者
- 15.義務違反時の措置
16. 事業所の廃止(指定取消)
17. 今後のスケジュール
18. その他
19. 第2計画期間
- (1)削減義務率



目的から探す



提言・要望等

気候変動対策に関する提言・要望等は、こちらからお寄せください。
お電話によるお問い合わせは[こちら](#)をご覧ください。



この場所に掲載中

Tokyo Climate Change Strategy

首都東京の企業と行政、NGO・都民が
連携して取組む先駆的な温暖化対策

